

事務連絡
令和2年11月27日

関係団体 各位

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室
健康局難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について
(第2期分周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業(※)」(以下「本事業」という。)を実施し、第1期分(申込受付期間:8月26日~9月9日)に係る配布を完了しました。周知にご協力いただき、ありがとうございました。

この度、12月中(予定)に第2期分の申込受付を開始する見込みとなりましたので、お知らせいたします。(※ 第1期分にお申込みいただいた方も、再度お申込みいただくことが可能です。)

なお、現時点では、具体的な申込受付期間は未定ですが、決定次第、厚生労働省ホームページでご案内しますので、ご確認の上、貴会会員の訪問看護事業所へのご周知をお願い申し上げます。周知に当たっては、別紙の文書をご活用ください。

(※) 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に対して、アルコール綿と精製水を厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細につきましても、併せて下記ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

～訪問看護事業所の皆さま～

医療的ケア児者の方へ

アルコール綿と精製水を配布します

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅で以下の医療的ケアを受けている障害児者に、**無償で優先配布**する事業を実施しています（第1期分：9～10月頃に配布済）。

この度、第2期分の申請受付を開始する見込みとなりましたので、お知らせします（※ **第1期分申込者も、再度お申込み可能**です）。

貴事業所の利用者の方で、対象となる医療的ケアを受けておられる方がいる場合、本事業について周知をお願いいたします。

また、本事業への申込に当たっては、医療的ケア児者の支援者の氏名等を入力することを求めています。そのため、利用者の方から、貴事業所の名称等を入力することについてのご相談される場合もありますが、本事業の目的・趣旨を踏まえ、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

申請受付開始時期等、事業の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

配布対象となる方

以下の1～4の**いずれにも該当**すること。

- 以下のいずれかの医療的ケアを受けている方
 - 人工呼吸器装着
 - 在宅中心静脈栄養（HPN）
 - 気管切開
 - 喀痰吸引
 - E 在宅酸素療法**（睡眠時無呼吸症候群の方を除く。） **第2期新規追加**
- 在宅にお住まいの方
- 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方
- 65歳未満の障害児者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方